



広報・広聴・情報公開

広報・広聴

台東区公式ホームページ

●問合せ 広報課 TEL 03-5246-1021

区政の最新情報、文化・観光情報などを提供しています。



台東区公式SNS

●問合せ 広報課 TEL 03-5246-1021

区政情報や危機管理情報、区公式ホームページの更新情報などを発信しています。



▲区公式LINE



▲区公式X (エックス)

ニュースアプリ「SmartNews」

●問合せ 広報課 TEL 03-5246-1021

区政情報や危機管理情報などを発信しています。区公式情報だけでなく、各メディアの区内最新ニュースもご覧になれます。



Yahoo! JAPANでの情報発信

●問合せ 広報課 TEL 03-5246-1021

『Yahoo! JAPAN』や『Yahoo! JAPANアプリ』で台東区を地域登録すると、区からのお知らせをスマートフォンなどで、手軽に入手できるようになります。



たいとうメールマガジン

●問合せ 広報課 TEL 03-5246-1021

登録していただいたパソコンやスマートフォン、携帯電話などのEメールアドレスに様々な区の情報を配信します。登録方法やメールマガジンの内容等詳細は区公式ホームページをご覧ください。

メールマガジンの種類

子育て・健康・図書館・防犯など13種類のカテゴリーの中から欲しい情報をお届けします。



台東区制作番組

便利帳コード tbc7023

●問合せ 広報課 TEL 03-5246-1041

区で制作した番組を下記のチャンネルで放送しています。

・放送チャンネル

ケーブルテレビ (J:COM) 地デジ11チャンネル

〈台東区の時間〉

・放送時間 (日曜日から土曜日まで毎日放送)

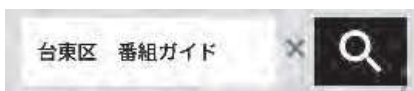
初回放送は日曜日 (特別編成時を除く)

① 9:00~10:00 ② 13:00~14:00

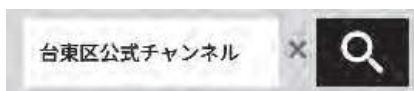
③ 17:00~18:00 ④ 21:00~22:00

・放送区分

ニュースたいとう (台東かわらばん/お知らせ) ほか



※番組ガイドをホームページに掲載しています。



※YouTubeでも番組を一部配信しています。



区民の声

便利帳コード tbc7017

●問合せ 広報課 TEL 03-5246-1023
FAX 03-5246-1029

区民の皆さんの区政に関するご意見・ご提案を区公式ホームページ、専用はがき、封書、電話、FAXなどで受け付けています。

お寄せいただいたご意見等は、一部を「主なご意見と回答」として区公式ホームページで公表しています。

※専用はがきは、区役所や区民事務所、図書館等の窓口にあります。



広報「たいとう」

オンライン申請

●問合せ 広報課

TEL 03-5246-1021

区の施策、事業、行事等を毎月2回（5日と20日）紙面でお知らせします。



広報「たいとう」
バックナンバー



電子ブック
(カタログポケット)

区民のひろば



「催しもの・会員募集」



「はーい赤ちゃん」

※申込方法等詳しくは、区公式ホームページをご確認ください。

情報公開

便利帳
コード tbc7018

オンライン申請

情報公開制度

●問合せ 総務課 文書係 TEL 03-5246-1055

区民の皆さんが区が保有する情報を公開請求できる権利を保障した制度です。

・公開請求できる方

区内在住、在勤、在学の方

区内に事務所や事業所がある個人、法人または団体
区の事務事業に利害関係のある方

上記以外の方には、情報提供申出制度により対応いたします。

・公開できる情報

区職員が、職務上作成または取得した文書、図面および写真などで、区が管理しているものです。ただし、個人情報や区政の公正な運営に支障をきたす情報等は、公開できない場合もあります。

・公開請求の手続き

区政情報コーナーで請求を受付けています。また、郵送もしくは電子申請による請求も可能です。請求を受付けた日の翌日から起算して、原則として14日以内に公開の可否を決定し、お知らせいたします。なお、文書などの閲覧は無料ですが、写しが必要な場合は、実費を負担していただきます。



個人情報保護制度

便利帳
コード tbc7019

オンライン申請

●問合せ 総務課 文書係 TEL 03-5246-1055

区民の皆さんのプライバシーを守るため、国が定めるルールに従い、適正に個人情報を取扱うとともに、区が保有するご自身の個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障した制度です。

・個人情報の取扱い

区が事務遂行に必要な場合に限って、利用目的をできる限り特定した上で個人情報を保有します。また、区がどのような個人情報を保有しているかを記録した帳簿を作成・公表しています。

・個人情報の開示、訂正、利用停止

区が保有するご自身の個人情報の開示を請求できます。請求があれば、原則として、すべて開示することになりますが、法令の定めなどにより開示できない場合があります。その他、訂正、利用停止についても請求することができます。

・開示請求の手続き

区が保有する個人情報の当該本人または代理人が請求することができます。区政情報コーナーで請求を受付けています。本人であることの確認ができる証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。また、郵送もしくは電子申請（本人のみ）による請求も可能です。請求があった日の翌日から起算して、原則として14日以内に公開の可否を決定し、お知らせいたします。なお、文書などの閲覧は無料ですが、写しが必要な場合は、実費を負担していただきます。



区政情報コーナー

便利帳
コード tbc7020

●問合せ 区政情報コーナー（総務課 文書係）

TEL 03-5246-1056

区役所3階の区政情報コーナーでは、情報公開および個人情報保護制度の相談や請求の受付のほか、区政を知るうえで必要な資料をそろえ、閲覧、販売、コピーサービス（有料）などを行っています。

